令和７年度第２回宮城県民間非営利活動促進委員会議事録

日時：令和７年８月１日（金）
午前９時３０分から
会場：宮城県行政庁舎１１階第二会議室

1　開会

（司会）

皆様、定刻となりましたので、会議を始めたいと思います。本日はお忙しいところ、宮城県民間非営利活動促進委員会に御出席いただきまして誠にありがとうございます。本日は８名の委員の皆様に御出席いただいております。また、中川委員はオンラインでの御参加の予定でしたが、まだ入室されておりませんので、現時点では８名の参加ということになります。今野委員、竹下委員、西出委員、吉田委員、若生委員は所用のため欠席されるとの御連絡をいただいております。本委員会の運営要綱第４条に規定する半数以上が出席しておりますことから、会議が成立していることを御報告いたします。

なお、本日は記者が１名いらっしゃいますので、予め御承知おきくださいますようお願い申し上げます。また、本委員会の会議録につきましては、後日皆様に内容を御確認いただき、公開することとしておりますので、御協力をお願いいたします。御発言に際しましては、マイクを使用して御発言をお願いします。それでは開会に当たりまして、宮城県環境生活部長の末永より御挨拶を申し上げます。

（末永部長）

おはようございます。本日はお忙しいところ御出席いただきましてありがとうございます。そしてお暑い中、また一昨日は津波警報が発令されまして、沿岸部におきましては皆様大変な御苦労をされたことと存じます。御出席いただきましてありがとうございました。本日は、委員の皆様におかれましては、日頃より本県の民間非営利活動促進施策に御理解と御協力を賜っており、重ねて感謝を申し上げます。さて、新しい県民会館とＮＰＯプラザの複合施設につきましては、一昨日３０日に起工式を執り行うことができました。堀川委員にも御出席をいただきました。ありがとうございました。ＪＲの宮城野原駅から直結し、雨に濡れずに入れるアクセスになります。大ホール部分の１階部分に新しいＮＰＯプラザができまして、建物は免震構造でありますので、アクセス、利便性、機能性、ＰＲ面でも充実してくることと思います。今後は令和１０年度中の開館に向けまして建設工事を進めていくとともに、ソフト面の充実が大変重要でございます。気運醸成、各種準備を着実に進めてまいりますので、引き続き皆様の御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げます。本日の委員会では、前回御説明いたしました民間非営利活動促進基本計画の骨子案に対する御意見を踏まえまして、基本計画の素案を作成いたしました。今回はその素案について御審議いただきたいと存じます。基本計画の策定に当たりましては、本委員会に加えまして、今後ワーキンググループを開催し、委員の皆様から率直な御意見を伺いながらより良い計画としてまいりたいと考えております。本日の委員会におきましても短い時間ではございますが、委員の皆様のそれぞれの立場から忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げまして、開会に当たっての御挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

（司会）

ありがとうございました。ここで末永部長につきましては、次の公務がございますので、ここで退席させていただきます。

続きまして、本日御出席いただいております委員の皆様及び事務局職員の紹介につきましては、大変恐れ入りますが、出席者名簿の配布に代えさせていただきます。また、中川委員がオンラインで入られたようですので、ここで御紹介させていただきます。次に本日お配りしております資料の確認をさせていただきます。お手元に、会議次第、出席者名簿、それから次第の下に記載の資料１から資料３まで、全てお揃いでしょうか。それでは次第３に入らせていただきますが、委員会運営要綱第４条の規定によりまして、会長が議長となりますので、ここからの議事の進行につきましては石井山会長にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

（石井山会長）

ありがとうございます。それでは、議事に入らせていただきたいと思います。今日の議題は１つのみです。宮城県民間非営利活動促進基本計画（第６次）の素案について、ということになります。前回の会議においても、まさにこの議題で皆様に御意見をいただいたところでした。今回は、それを事務局で集約していただき、バージョンアップしていただいたものを提出していただくということになります。さらに、今回の意見を元に、ワーキングというような形で、活発に議論できるような関係の中で揉んでいくという手続きをこの後に予定しております。しかし、フォーマルな場で御意見を述べていただく機会は限られておりますので、今日のこの機会にできるだけ委員の皆様には御意見をいただきたいと思います。まず、まとめられた形で、本日御提出いただいております資料の内容について、事務局から御説明をいただきたいと思います。

（川部課長）

改めまして事務局の川部でございます。前回は急遽欠席となりまして、大変申し訳ございませんでした。それでは座って説明させていただきます。失礼いたします。

それでは、「宮城県民間非営利活動促進基本計画（第６次）素案」について御説明いたします。

はじめに、資料の構成について御説明いたします。資料１は、現行計画である第５次計画と第６次計画素案の構成を比較し、主な改正点をまとめたものです。資料２は、前回の委員会での御意見を踏まえ、事務局で作成した第６次計画の素案本文です。資料３は、新旧対照表として、第５次計画と第６次計画素案の本文を比較できるよう並べたものです。

なお、素案資料中の青字は更新箇所、赤字は新規追記箇所を示しています。それでは、資料１及び資料２の両方を使用して、素案の概要と主な変更点について御説明いたします。

はじめに「第１章 基本計画の改定に当たって」について御説明いたします。資料１の１ページを御覧ください。第１章においては、第６次計画素案で新たに「第３節 計画の位置付け」を追加しました。また、「第５節 ２ ＮＰＯの特徴」では、文言を「利益の分配を追求しない事業体」から「利益の分配を目的としない組織」へと表現を修正しています。本文の内容については、資料２の１ページを御覧ください。「第２節 改定の趣旨」では、物価高騰や気候変動、デジタル化の進展など、社会情勢の変化を踏まえた視点を新たに追加しました。また、ＮＰＯには、地域課題の解決に向けた機動性や、コーディネーターとしての役割が期待されていることを明記し、若者や企業、専門人材との連携、官民協働など、具体的な方向性について記載しています。２ページをお開きください。新たに追加した「第３節 計画の位置付け」では、県の最上位計画である「新・宮城の将来ビジョン」と連動しその理念を踏まえ、ＮＰＯの特性を活かした地域課題の解決と、多様な主体との連携・協働の推進を図ることとしています。「第５節 計画におけるＮＰＯの捉え方」では、ＮＰＯの定義に加え、社会的意義や柔軟性、多様な主体との連携機能を明確にし、対象団体についてもＮＰＯ法人に限らず、公益法人、地縁団体、ボランティア団体など幅広い非営利組織を含むことを記載しています。

次に「第２章 ＮＰＯを取り巻く現状と課題」について御説明いたします。 資料１の２ページをお開きください。「第１節 ＮＰＯを取り巻く現状」では、現行計画の６項目から、８項目としています。まず、これ

までの記載を踏まえつつ、「少子高齢化・人口減少」や「社会の多様化」、「デジタル化・ＩＣＴの進展」、「信頼性・説明責任への関心の高まり」といった社会構造の変化や技術的進展、ＮＰＯに求められる社会的要請を反映した項目を新たに追加しました。また、「行政とＮＰＯの協働」については、企業との連携も含めた「行政や企業との協働の拡大」とし、さらに、「大規模災害・感染症に対する意識」や「ＳＤＧｓ」の項目も現行計画を継承しながら、整理・拡充しています。本文の内容については、資料２の４ページを御覧ください。「１　少子高齢化・人口減少」では、地域の担い手不足などの課題が深刻化する中、ＮＰＯの活動が地域を支える上でより重要となっている現状について記載をしています。「２　社会の多様化と市民意識の変化」では、多様な価値観やライフスタイルの広がりを踏まえ、多様な社会参画の在り方について記載をしています。「３　社会的・公益的な活動の担い手の広がり」、「４　行政や企業との協働の拡大」については、現行計画を継承し、若者や企業等の新たな担い手との連携、官民連携の重要性などについて記載をしています。「５　デジタル化・ＩＣＴの進展」では、情報発信や業務の効率化、オンラインでの活動機会の広がりなど、ＮＰＯの活動にもデジタル技術を活用していく必要があることを記載しています。「６　信頼性・説明責任への関心の高まり」では、寄附や支援の拡大には団体の透明性やガバナンス強化が求められていることを記載しています。「７　大規模災害・感染症等に対する意識の高まり」では、東日本大震災や新型コロナウイルス感染症拡大の経験を踏まえ、平時からの備えや支援体制づくりの必要性について記載しています。次の６ページにまいりまして、「８　ＳＤＧｓを基軸とした地域課題解決の取組の広がり」では、持続可能な社会づくりに向けた取組として、ＮＰＯの活動が地域に根ざした形で広がっていることを記載しています。続いて、資料１の３ページを御覧ください。「第２節 宮城県におけるＮＰＯの現状と課題」では、前回の促進委員会での御意見を踏まえ、構成自体は現行計画を継承した形としていますが、県の施策に関する部分では一部項目の追加や表現の見直し等を行っています。具体的には、「４　県の施策の現状と課題」において、新たに「（２）各地域における中間支援機能の強化」を追加し、現行計画の「活動資金の支援」は「活動資金確保の支援」と表現を見直しています。本文の内容については、資料２の６ページから１４ページになりますが、令和５年度に実施したＮＰＯ活動実態・意向調査の結果等から見えた現状や課題について記載しています。資料１０ページの「４　宮城県の施策の現状と課題」に新規で追加した「（２）各地域における中間支援機能の強化」では、みやぎＮＰＯプラザと各地域のＮＰＯ支援施設との連携を通じて、ＮＰＯの活動の支援や人材育成、協働事業を進めている現状について記載するとともに、施設の有無による地域間格差や、既存施設の対応力や連携強化の必要性などについて記載しています。続いて、資料１の４ページをお開きください。「第３節 ＮＰＯに期待される社会的役割と可能性」では、現行計画の６つの視点を継承しつつ、内容の再整理と表現の見直しを行っています。具体的には、資料２の１４ページ、１５ページになりますが、「１　社会参画機会の拡充と市民性を育む社会的機能としてのＮＰＯ」では、若者や移住者への参画機会について記載したほか、「３　新たな社会的課題に先駆的に対応するＮＰＯ」では、気候変動やメンタルヘルスなどの課題について記載しています。また、「４　多様な人々の参加の場と社会的包摂のためのＮＰＯ」では、外国人や性的マイノリティなど多様な背景を持つ人々への配慮に関する記載を拡充し、ＮＰＯの役割について記載しています。「５　ＮＰＯを支援するＮＰＯ（中間支援組織）」では、支援内容の具体化に加え、今後の機能強化の必要性について記載しました。「６　大規模化・多様化する災害等からの復興の担い手としてのＮＰＯ」では、近年自然災害が頻発化している状況を踏まえ、平時からの防災・減災の担い手としての役割について記載しています。続いて、資料１の４ページの中段、「第４節 ＮＰＯの課題と今後望まれること」については、現行計画の３項目を８項目に拡充し、近年の社会変化やＮＰＯを取り巻く環境の多様化を踏まえた見直しを行っています。マネジメント力の強化に加え、ネットワーク構築や人材育成、ＩＣＴ活用、資金調達といった課題を明示し、ＮＰＯの基盤強化や持続可能な運営に向けた対応を記載しています。具体的には、資料２の１６ページ、１７ページになりますが、新たに、「２　多様な主体とのネットワークの構築・拡大」「３　若年層・多様な人材の参加促進と担い手の育成」「４　中間支援機能との連携強化と支援体制の活用」「５　デジタル化・ＩＣＴ活用への対応力の強化」「７　資金調達力と経済的自立の確保」

を追加し、より具体的な課題への対応について記載しています。また、「１　説明責任と情報公開」は「６　説明責任と情報発信の強化」に見直し、従来の透明性に加え、広報の重要性を位置づけたほか、「３　創造性の発揮」についても「６　説明責任と情報発信の強化」に取り込み、社会変化への柔軟な対応力やデータ活用などについて、記載しています。

次に「第３章　基本計画の見直しの視点と基本理念等」について御説明いたします。資料１の５ページを御覧ください。「第１節　基本計画の見直しの視点」では、現行計画の６項目から９項目としています。現行計画の「東日本大震災からの復興支援」、「みやぎＮＰＯプラザの機能見直し」、「行政・市町村との連携」、「協働の促進」、「ＳＤＧｓ」、「新型コロナウイルス感染症の対応」といった視点は、次期計画でも継承しつつ、内容をさらに発展させています。また、新たに、「５　若年層・多様な人材の参加促進と担い手の育成」、「６　中間支援機能とネットワークの構築・強化」、「７　ＮＰＯのデジタル化の推進」など、今後のＮＰＯの活動における重要なテーマを新たな視点として追加しています。具体的には、資料２の１８ページから２０ページになりますが、「１　東日本大震災からの復興支援と今後の活動」については、現行計画では「災害等への対応」として記載していましたが、次期計画では、復興支援のこれまでの蓄積を踏まえ、「今後の活動」として継承・発展させる視点を記載しています。「２　みやぎＮＰＯプラザの施設複合化を活かした機能強化」については、現行計画では「機能の再検討」としていましたが、次期計画では施設複合化を踏まえた機能強化や、施設の新たな可能性と連携の強化について記載しています。「３　市町村との連携」は、「行政や企業との連携」へと拡充し、ＮＰＯの活動の基盤を広げる観点から、行政のみならず企業や他の多様な主体との連携を重視する方向に修正しています。「４　ＮＰＯへの理解・協働の促進」は、引き続き重要な視点として、現行計画から継続しています。また、新たな視点として追加した「５　若年層・多様な人材の参加促進と担い手の育成」では、担い手不足や高齢化といった課題を踏まえ、次世代を見据えた体制づくりの必要性を記載しています。「６　中間支援機能とネットワークの構築・強化」では、ＮＰＯの活動を地域全体で支え合う体制づくりの観点から、支援組織との連携強化の必要性について記載しています。次の２０ページにまいりまして、「７　ＮＰＯのデジタル化の推進」では、ＩＣＴ活用による業務効率化や情報発信、広域連携の促進など、時代に即した運営体制の構築について記載しています。「５　ＳＤＧｓとの関連付け」は、「８　ＳＤＧｓを基軸とした地域課題解決と社会的価値の創出」と表現を改め、ＮＰＯの活動をＳＤＧｓの観点から位置付け直し、より積極的に地域の価値創出につなげる視点へと発展させています。「６　新型コロナウイルス感染症の影響と今後の対応」は、「９　ポストコロナ社会における新たな繋りの創出」と表現を改め、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で生じた、地域や人との関係性の変化を踏まえ、新しい連携の形について記載しています。続いて、資料１の６ページをお開きください。「第２節　基本計画における基本理念」では、前回の委員会で様々な御意見をいただきましたので、次期計画においても現行計画の理念を継承しつつ、表現の一部を見直しております。具体的には、現行の「しなやかで強い持続可能な社会」という表現を、「多彩な社会参画による持続可能な社会」に改めました。この変更は、多様な人々の参画そのものが社会の力となり、持続可能性を支えるという視点をより明確にしたものになります。これにより、ＮＰＯだけでなく、多様な主体がそれぞれの立場で参画することの重要性を示すとともに、地域における包摂的な協働の姿勢を理念として強調しています。続いて、６ページ下段の「第３節　基本方針」を御覧ください。基本方針についても、前回の委員会での御意見を踏まえ、構成自体は現行計画を継承しつつ、社会情勢の変化やＮＰＯを取り巻く課題の変化に対応するため、各方針の記載の見直しや内容の充実を図っています。「基本方針１　持続可能な社会を支えるＮＰＯの基盤強化」については、ＮＰＯが自立し継続的に活動するための組織運営・資金調達・人材育成などへの支援に加え、活動拠点の確保や情報発信の重要性について、記載を整理しました。「基本方針２　ＮＰＯの活動を促進する体制の整備」については、みやぎＮＰＯプラザの機能充実と利活用促進に加え、県内のＮＰＯ支援施設や中間支援組織等とのネットワーク強化、連携体制の構築について記載しました。また、新たに「支援体制の地域間格差の解消」といった視点を盛り込み、より包括的な支援体制の整備を目指す内容としています。次の７ページにまいりまして、「基本方針３

多様な主体による多彩な協働の創造」については、柔軟かつ先駆的なＮＰＯの対応力を活かしていくため、多様な主体との連携・協働を強調しています。特に、行政・企業・大学・学校・地縁団体・市民などとの相互理解と信頼に基づいた関係性の構築についての記載を追加しています。

次に「第４章 施策と事業」について御説明いたします。資料１の８ページをお開きください。「第１節 基本方針１」の施策の柱１では、「ＮＰＯの自立と発展を支援します」から、「ＮＰＯが自立・継続して活動できる基盤づくり」と表現を見直しています。「１ ＮＰＯの活動への社会の理解と参加促進」については、構成としては、現行計画に含まれていた「広報・啓発」「情報公開支援」といった項目を継承しつつ、現行計画の「（１）ボランティア・寄附文化の醸成及び人的交流の促進」を「（３）ボランティア・プロボノ活動への取組の促進」と「（４）多様化する寄附を活用した活動資金確保の支援」に分割し、近年の社会的な動きやＮＰＯの資金調達手法の多様化について記載しています。「２ ＮＰＯの人材育成と財政的支援等による組織基盤の強化」については、現行計画の「人材育成」、「財政支援」、「認定ＮＰＯ法人への移行促進」を踏まえつつ、「（３）デジタル技術を活用した情報発信」で、デジタル技術の活用促進の方向性を示しています。資料２の２２ページをお開きください。本文の内容については、中段の「１ ＮＰＯの活動への社会の理解と参加促進」の、次の２３ページにまいりまして、「（３）ボランティア・プロボノ活動への取組の促進」では、専門性を活かした支援参加の形態、いわゆるプロボノを促すことで、より多様な層の参画を後押しすることを記載しています。また、「（４）多様化する寄附を活用した活動資金確保の支援」では、近年広がるクラウドファンディングや遺贈寄附といった新たな寄附手法にも対応し、活動資金の確保に柔軟に取り組めるよう支援を行うことを記載しています。続いて２３ページの下段、「２ ＮＰＯの人材育成と財政的支援等による組織基盤の強化」では、２５ページの中段に「（３）デジタル技術を活用した情報発信」について記載していますが、ＳＮＳやウェブサイト、動画などを通じて、ＮＰＯ自らが積極的に情報を発信できるよう、情報発信力の強化を図っていきます。資料１の９ページを御覧ください。「第２節 基本方針２」の施策の柱２では、「ＮＰＯ支援施設の機能を強化し、連携を推進します」から「ＮＰＯのネットワーク構築と支援環境の充実」と表現を見直しています。「１ 多様な主体との継続的な連携体制の構築」については、内容としては現行計画の（１）から（５）と対応する項目を引き続き掲げております。「２ ＮＰＯ支援施設及び中間支援組織への支援強化」については、現行計画の方針を継承しつつ、新たな視点として、「各地域におけるＮＰＯへの支援格差の解消」を追加しました。「３ ＮＰＯと行政との協働の推進」については、基本的な構成を維持しつつも表現を見直しています。資料２の２６ページをお開きください。本文の変更内容については、「１ 多様な主体との継続的な連携体制の構築」では、ＮＰＯ相互の連携・協働や企業、教育機関、大学等、地域コミュニティとの連携を引き続き重視し、より具体的な記載へ更新しています。２７ページの「２ ＮＰＯ支援施設及び中間支援組織への支援強化」は、現行計画では、地域のＮＰＯ支援施設や中間支援組織の機能強化と連携を中心に据えていましたが、次期計画ではそれに加え、「地域におけるＮＰＯ支援の格差解消」を新たに追加し、県域全体での均等な支援体制の実現を目指す方向性を記載しています。２８ページの「３ ＮＰＯと行政との協働の推進」については、記載内容の整理・更新を行っています。資料１の１０ページをお開きください。施策の柱３「中核拠点機能の強化及び交流拠点の整備充実」は、新規に追加する項目です。「１ 施設複合化による、さらなる社会参画の機会の創出」では、新たに整備される新みやぎＮＰＯプラザが、ＮＰＯに限らず、企業・行政・地域など多様な主体との交流・連携の拠点として機能していくことを意識し、「（１）複合施設の連携・協働による事業展開」、「（２）新みやぎＮＰＯプラザの新たな事業展開」、「（３）あらゆるツールを駆使した情報発信」を項目立てしております。「２ 中核機能拠点としての機能強化」は、現行計画の「みやぎＮＰＯプラザの機能の充実」という項目を継承して記載しております。本文の内容については、資料２の２９ページを御覧ください。一番下の「（１）複合施設の連携・協働による事業展開」では、みやぎＮＰＯプラザと宮城県民会館が連携し、世代や分野を超えた交流や協働を促進し、地域課題の解決や新たな活動の創出を目指すことを記載しています。３０ページの「（２）新みやぎＮＰＯプラザの新たな事業展開」では、ＮＰＯ支援と市民交流を一体化した機能を活

用し、相談、研修、マッチング支援などの強化、多様な主体が集う場の創出について記載しています。「（3）あらゆるツールを駆使した情報発信」では、ＩＣＴと紙媒体を併用した、わかりやすくタイムリーな情報提供の実施、また、施設の特性を活かし、相互理解と協働を促す情報発信の仕組みの構築について記載しています。「2 中核機能拠点としての機能強化」については、現行計画でも掲げられていた「基盤整備機能」や「広域的促進機能」の項目に、最新の情報発信やＩＣＴ活用による相談・研修体制の充実、市民の更なる社会参画の促進についての記載を追記し、「（3）ＮＰＯ主体の運営の推進」では、ＮＰＯ主体の運営推進を通じて、みやぎＮＰＯプラザの機能をより一層強化し、ＮＰＯの活動の活性化と広域的な連携の促進について記載しています。資料1の１１ページを御覧ください。「第3節 基本方針3」の施策の柱4では、「ＮＰＯと多様な主体とのパートナーシップを推進します」から、「協働を進める仕組みと環境づくり」と表現を見直しています。次期計画に新規で「1 ボランティア・プロボノ等のマッチング強化」、「2 ＮＰＯ支援施設等におけるコーディネート機能の強化」を追加し、現行計画の「3 協働を進める上で留意すること」を「3 協働体制の継続・ネットワーク化の推進」に修正しております。本文の内容については、資料2の３２ページ、３３ページを御覧ください。「1 ボランティア・プロボノ等のマッチング強化」では、みやぎＮＰＯ情報ネットのマッチング機能を活用し、ＮＰＯとボランティア・プロボノ、企業等の多様な主体との出会いの場の拡充について、また、情報掲載の充実や利用者の利便性向上に努め、より多くの人々が気軽に参加できる環境整備を促進することを記載しています。「2 ＮＰＯ支援施設等におけるコーディネート機能の強化」では、 「（1）みやぎＮＰＯプラザと地域のＮＰＯ支援施設の連携強化」で、みやぎＮＰＯプラザと県内各地域のＮＰＯ支援施設が連携し、相談対応や人材育成、情報発信などの協力体制を整備していくことを記載しています。また、「（2）コーディネーターの育成支援」で、コーディネーターの育成支援として、 協働を担う人材としてのコーディネーターの育成と定着の支援、次の３３ページにまいりまして、「（3）各地域における交流機会の拡大」で、各地域における交流機会の拡大のため、地域のＮＰＯ、行政、企業、教育機関等が連携して、多様な交流会や課題解決型ワークショップ、マッチングイベント等を企画・開催し、団体間や世代間の繋りを促進していくことを記載しています。「3 協働体制の継続・ネットワーク化の推進」では、震災の経験を踏まえ、自然災害や感染症等の緊急事態に対応できる多様な主体のネットワーク整備を推進していくことなどを記載しています。

次に「第5章 基本計画を推進するための体制づくり」について御説明いたします。資料1の１２ページを御覧ください。構成自体は現行計画を継承しています。「1 ＮＰＯ活動促進庁内連絡調整会議の設置」は現行計画から移項してきた項目で、県庁内での連携と調整機能について記載しています。この会議の設置により、ＮＰＯ活動の推進に関する情報共有や施策の連携がより組織的かつ効果的に進められることを目指しています。その他の内容については、現行計画と同様に、情報共有や施策調査、職員研修、国への政策提言を引き続き推進していく方針です。

最後に、策定スケジュールについて口頭で御説明いたします。先日委員の皆様にWGの開催について、御連絡をさせていただいておりましたが、1回目を8月２１日に開催の方向で調整しております。その後、１０月上旬に開催予定の第3回委員会において、委員の皆様に中間案を御審議いただいた後、1か月間パブリックコメントを実施する予定としております。１０月下旬には、県議会環境福祉委員会において、集中審議がございまして、そこでの意見と１１月上旬に開催を予定している2回目のWGの議論を踏まえまして最終案を調整いたします。最終案を１２月中旬の第4回委員会で御承認いただき、県議会2月定例会に議案として提案いたします。また、本日、御説明いたしました素案について、本日委員の皆様からいただく御意見のほか、後日、事務局から追加の御意見をいただくための様式をお送りさせていただきますので、そちらの様式にて御意見をいただければと思います。

事務局からの説明は以上になります。

（石井山会長）

ありがとうございます。かなり膨大な中身をコンパクトに御説明いただけたかなと思います。どのように進めていきましょうか。分量が多いので、どちらからでもと言いたいところですが、第１章から順番に少しずつ確認していくことが順当なのかと思います。ただし、後半に進むほど具体的な施策の内容となりますので、時間的には後半にできるだけ比重を置いた形で進めさせていただければと思いますが、いかがでしょうか。では、まず第１章、または第２章の辺りですね。基本計画改定に当たって、それからＮＰＯを取り巻く現状と課題、これは施策に入っていく手前の状況認識に関わる描き方となると思いますが、いかがでしょうか。ではまず、高浦委員よろしくお願いいたします。

（高浦委員）

東北大学の高浦でございます。御説明ありがとうございました。第２章に関わるＮＰＯの背景、現状に関するところですが、とりわけ資料２の６ページの第２節「１　震災からの復興とＮＰＯ」についてです。おそらく中川委員がおっしゃるかもしれない事柄ですが、県庁にも復興支援・伝承課がありますけれども、震災の伝承というキーワードもやはりあった方が良いのではないでしょうか。特に、若い人たちの語り部を育成していこうという取組もありますので、先ほどの「多様な担い手」というところとも絡めながら、もちろん心のケアや震災復興が終わったわけではありませんが、より比重としてはそうした災害の知見を伝承していく、もちろん本文の中にも「知見・ネットワークを活かして」という言葉はあがってくるんですけれども、その伝承というキーワードも入れていただくと、第３章の冒頭のところにも関わってくる話かと思います。本県のＮＰＯが置かれた状況、特徴、そしてそれが日本全体に対して発信していくべき価値があるとすれば、そうしたところかと思いますので、そのような視点を入れ込んでいただけると幸いです。

（石井山会長）

ありがとうございます。今お話しいただいたのは、例えば第２章の第２節「宮城県におけるＮＰＯの現状と課題」、とりわけ１や４の中に入ってくるということになりますかね。そして、それと紐付けながら第３章以降にも入っていくのではないか。つまり、新しい主体が様々な発言をしてくださっている点をより積極的に宮城の個性として打ち出していくということですね。ありがとうございます。関連しても結構ですし、おおよそ多くの方に合意いただける案件かと思いますが、いかがでしょうか。その他いかがでしょうか。まず第１章、第２章と進めましょう。

（佐々木委員）

リフ超学校の佐々木です。今回、赤字と青字が追加されており、事務局の皆様におかれましては大変な業務だったかと思います。御説明ありがとうございます。私からは２点お伺いしたいのですが、資料２の２ページ、３ページからお伺いいたします。まず資料２の２ページ、第５節の「１　ＮＰＯとは」、「２　ＮＰＯの特徴」として、ＮＰＯとは何だろうというところが詳細に記されています。一方で１ページに戻ると、このページから早速「ＮＰＯ」という用語が出現します。初めて見る方にとって、ＮＰＯとは何かということを冒頭から理解していただくために、この１ページに、簡単な客注を付ける、あるいは、この計画の巻末に専門用語の解説を加える必要があるかというところを伺いたいです。ＮＰＯの他にも今回赤字で多々「中間支援」という言葉なども出てまいりますので、そうした専門用語の解説が必要かどうかという点が１点目です。２点目は、資料２の３ページの「３　計画の対象」で、本基本計画の対象は云々で、文末の方に「何々として位置づけられる団体を対象とします」と記載されています。一方で、これ個人の方はどうなるかというところを伺いたいです。というのも、要因として、慢性的な人材不足と言う課題によるものなのか、コロナ禍を経てなのかというのは、私の方で調査し切れてないんですけれども、小規模団体や個人で活動される方も増えてきており、実際にＮＰＯ支援施設の相談ケースでは「これから活動して団体を立ち上げたいが、仲間がまだいない」というケースもあります。また、本計画の中にも、ボランティアやプロボノの普及や促進

について多分に語られていることから、この計画の対象として、個人の活動をどのように扱うべきかというところを伺いたいです。

（川部課長）

御質問ありがとうございました。２点ございました。まずはそのＮＰＯの解釈、注釈、その部分、２ページに書いてあるということですので、１ページに持ってきたらどうかという点でございます。こちらにつきましては、少し検討させていただきます。合わせまして、巻末に例えば用語集を設けるのはどうかということですが、確かに現行計画には用語集はありません。それぞれのページの注釈に用語解説があったりします。今後、より親しみやすいＮＰＯ活動を目指していきたいと考えておりますので、できるだけ県民の方に分かりやすい資料にしていくという点は大事な視点かと思います。今お話しいただいたことを事務局の方で整理させていただきます。あと２点目の、個人についてはどうかという点ですが、基本的に団体を対象としてこの計画は成り立っているかと思います。しかし、個人の方との関わりは当然様々な場面であろうかと思いますので、そこの表現につきましては一旦事務局の方で引き取らせていただき検討させていただきます。ありがとうございます。

（石井山会長）

ありがとうございます。今定義の話になりましたので、関連して個人的に思うところもございますので、一意見としてお話させていただきます。佐々木委員のお言葉を受けて、なるほど、そうした定義や意図されている内容について知らない人もいるから、客注を付けるか、巻末にまとめて掲載する方が分かりやすい可能性は確かにあるなと思いました。そうした中で、あえてＮＰＯとは何かという定義を冒頭に持ってきたのは、やはりとても大事だからという、長年の判断の中で、おそらく計画の中に示されてきたことだと思います。今回、ここの文言が若干変わっていますね。具体的には「（５）利益の分配を追求しない事業体である」から「利益の分配を目的としない組織である」という表現に切り替わっています。私としては、この第１章や第２章に書いてあることは、わざわざ我々が書くことではなく、おおよそ社会の中で言われている最大公約数であり、あまり変更する筋の話ではないかと思います。もし変更するならば理由が必要だろうと。その時にこの変更の仕方だと、かつてＮＰＯ法が存在しなかった日本において非常に重要とされたＮＰＯ、例えば生活協同組合や、以前からヨーロッパで非常にポピュラーであるワーカーズコープのような存在が排除されてしまう可能性がある修正のように思えます。むしろ欧米、とりわけヨーロッパ社会において、若者の貧困が非常に厳しい中で、彼らのために社会的に有益な仕事を作るということがこのＮＰＯセクターの中で非常に重要な役割であり、存在である、ということからすると、そこをやや薄めてしまう定義になってしまうのは果たしていかがかという思いが個人的にはあります。いずれにしても、この第１章に載るかどうか分かりませんが、この「ＮＰＯとは何ぞや」という定義に関しては、慎重に議論をして、位置付ける必要があるのではないでしょうか。せっかくなので、もう一つ、「第２章 ＮＰＯを取り巻く現状と課題」についても少しお話させていただきます。これも、わざわざ我々が検討するというよりも、その前提となる部分の整理と捉えるべきであり、前計画から今計画に至るまでの社会の大きなトピックを整理する内容ではないかと思います。その時にやはり気になるのは、私は今資料１の２ページの第２章の目次を見ていますが、１から８項目が挙げられている中で、２の項目が他のものと性格が違うというイメージがあります。つまり１、３、４、５、６、７、８はそれなりに社会でどのような状況変化があったかという特徴を書こうとしているのに対し、「２ 社会の多様化と市民意識の変化」という項目は、全てにおいて成り立つような内容が入り込んでしまっています。つまり、並列で並ぶのであれば、少し違和感があるのが２の項目ではないかと。どの項目においても「社会の多様化と市民意識の変化」について書いていることからすると、将来文章を作成する際の構成として、２は馴染まないのではないでしょうか。それから７ですが、「大規模災害と感染症」は並列して論じて良い内容なのかということについても少し疑問があります。災害はやはり局地的に起こるも

ので、その中に取り残された方々がおられるという問題です。感染症は全ての方々に影響が及ぶものであり、問題の事象が大きく異なります。そう考えると、これらは二つの異なる事象であり、社会に何をもたらしたのかという質も違うため、別けて論じる必要があるのではないでしょうか。加えて、ここは宮城に限定せず日本全国におけるＮＰＯを取り巻く状況ということであれば、加えなければならないのが国際情勢の問題だと思います。かねてから言われていたような問題にとどまらず、ウクライナの問題があり、イスラエルがあり、イランがありという形で、実際に相当の戦争状態が発生しており、また台湾リスクも極めて高まっているという状況です。国内的にも、そうした国際的な不安定状況に基づいて新たな移民の方々が相当流入し、外国人との共生を巡って選挙の争点にまでなるという事態がやはり生まれてきています。前の計画から今日の計画までの社会の状況の変化を表現しようとしたときに、果たしてこのカテゴリーで良いのかということについても、これはやはり個別で議論する必要があるかと思います。ただし、ここに多くの時間を費やすわけにはいかないので、意見として受け止めていただき、委員の作業としては、これ以降の箇所を中心に議論を進める形になれば良いかと思います。現在の段階では意見として申し上げさせていただきました。その他、現状認識について付け加えていただけることはございませんでしょうか。

（高浦委員）

高浦です。今石井山会長がおっしゃったような世界情勢と比べると、若干些細な定義の話かもしれませんが、資料２の３ページの一番下、先ほど佐々木委員もおっしゃっていたＮＰＯの定義にかかる部分です。ワーカーズコープや労働者協同組合なども含めて、協同組合は入っているのかなと。あるいは生協も協同組合という形で入っているのかなと思ったのですが、もう一つ、一般社団法人はあるのですが、一般財団法人が今回抜けるような形になったのですね。もちろん、それ以外の非営利法人などが入っているので、必ずしも一般財団法人を無視しているわけではないと思いますが、しかしそれなりに一般法人の一つとして存在感はあったと思います。県内でも活動されている団体もあると思いますので、いかがでしょうか。公益法人とあれば一般法人と言っても良いのでしょうが、一般法人はそれほど馴染みのある言葉ではないので、一般社団法人を残すとして、一般財団法人も入れていただいても良いのではないでしょうか。この辺りはどうしますか、事務局、御意見お伺いしてもよろしいでしょうか。

（川部課長）

ありがとうございます。現行計画を見ますと、今も一般社団法人や一般財団法人と記載されておりますので、そこは申し訳ございません。作成する中で抜け落ちた可能性もありますので、そこは盛り込み、表現させていただきます。ありがとうございます。

（石井山会長）

丁寧に見ていただきました。ありがとうございます。大事なところだったと思います。その他いかがでしょうか。

（中川委員）

３．１１メモリアルネットワークの中川です。本日はオンラインで失礼します。事務局の方々、資料をいつも作り込んでいただきありがとうございます。先ほど高浦委員から振っていただいたので、つけ加えさせていただくと、やはり東日本大震災からの「復興」は、今の表現では少し違和感があります。伝承や防災、次のフェーズに向けて宮城県だからやれることという点を、私は前回も宮城県だからっていうようなところを話をしたと思います。資料２の１ページ、改定の趣旨の青字になる少し前の部分「被災した方々や、心のケアをはじめとしたきめ細やかなサポートが必要とされている」に加えて、あるいは別箇所に記載する形でも構いませんが、やはり東日本大震災で最大の被災地だったからこそ、そこから得られた教訓や繋がりを含

めて伝承していくべきです。そして防災については、県民同士、いわゆる共助の部分ですね。宮城県だからこそできる共助を担う主体として、ＮＰＯ、民間非営利活動をしっかり継続し、宮城県だからこその防災に向けた民間非営利活動が求められている、あるいは広がっている、ということを書いていただき、次へと繋げていただけると非常にありがたいです。先ほど高浦委員に御指摘いただいた６ページの第２節「１　東日本大震災からの復興とＮＰＯ」の箇所を、今後の防災・伝承の取り組みといったタイトルに変えていただくと良いかと思います。本当に昨日のことですが、津波警報が出た際、しっかりした行動ができたかというと、実は私たちの地域では課題が多すぎました。行政の方が避難所に来ず、地域の人たちで支え合ったり、町内会長と様々な人が一緒に運営したりということが起きたので、実はあの経験をうまく地域に活かせていない部分もあるのだと痛感しました。私としては、お金を目的としないという意味で、やはり命を守ることに貢献するというのは非常に非営利活動と親和性が高く、宮城県ならではという、この非営利活動促進基本計画の大きな要素になるかと思いますので、推進していただければ大変ありがたいです。

（石井山会長）
ありがとうございます。今の御意見は、第２章の現状として書かれるとともに、おそらく第３章第１節「１　東日本大震災からの復興支援と今後の活動」の内容をより豊かにしていくという形の御意見であったと受け止めさせていただきました。

（青木副会長）
青木です。資料の御準備ありがとうございました。資料１の４ページ、第４節のところで１点ございます。資料２では１６、１７ページになります。第４節の第５次計画に「１　説明責任と情報公開」とありますが、第６次計画素案では、「６　説明責任と情報発信の強化」という項目になっています。第５次計画では情報公開とありますが、この「公開」が単に「発信」という意味合いでの強化という、今回の文言変更に見えました。しかし、そもそもＮＰＯ法において情報公開制度、要は認証事務なっていますが、極力行政の監督を薄くする部分で、ＮＰＯ自らが情報を公開することを法律にも位置付けていたと認識しています。そのため、その部分が情報の「発信」というところにまとめられてしまうのは、どうなのかなという印象を持ちました。資料３の第５次計画との比較では、１７ページに「積極的に情報公開、情報発信を行うことが求められています」という表記になっているので、せめて「情報公開」という単語と「情報発信」という単語は、性質が異なるものとして扱っていただく方が良いのではないでしょうか。様々なツールを活用して発信する手段を増やしていくといった部分を強化される意図は十分理解できますが、そもそもＮＰＯ法に込められた情報公開の意味について、その辺りが薄まらないような形で位置付けを見直していただければと思いました。

（石井山会長）
ありがとうございます。今聞いて私もそのとおりだと思いました。情報公開自体が説明責任の範疇だということですよね。その点は修正しないといけません。では、第２章の内容も含めて、いよいよ第３章に入っていくところかと思います。「第３章 基本計画の見直しの視点と基本理念等」と「第４章 施策と事業」についても、合わせて御意見をいただけるとありがたいです。

（堀川委員）
堀川です。御説明ありがとうございます。資料２の１２ページ、プロボノの箇所で、少し思った点がありました。プロボノの定義をもう少し詳しく入れても良いのではないかと思いました。現場で活動していると、まだまだプロボノの理解が進んでいないと感じることが多いですけれども、一般のボランティアという言い方が妥当かどうかは分かりませんが、ボランティアとプロボノの違いをよく分かっていない方が多いの

ではないかと思います。社会人がボランティアをすれば、それはプロボノであるといった理解もありますので、こちらには専門的な知識を活かしてボランティアとして活動するものとプロボノの定義が記載されていますが、ＮＰＯにとってのプロボノがどういうものなのかという表記、例えば、私はプロボノとは組織基盤強化のサポートを受けるものと理解していますが、中長期計画の策定やウェブサイトの構築、情報発信、人材育成など、組織の根幹をなすようなサポートを受けるのがプロボノであると理解しています。そのような記述があった方が、より分かりやすくなり、参加してみようとか協力してもらいたいということに繋がるのではないかと思いました。関連して、第３節の基本方針のところにプロボノのことが記載されていると思いますが、３２ページの施策の柱４「ボランティア・プロボノ等のマッチング強化」の部分についてです。ここに（１）マッチング、（２）ボランティア・プロボノの普及とありますが、私はこれ（１）と（２）が逆なのではないかと拝見いたしました。

（石井山会長）
なるほど。普及が先で、その後がマッチングという順番ですね。ありがとうございます。いかがでしょうか。今の段階で事務局として御回答いただけますか。

（川部課長）
プロボノにつきましては、私が４月に着任しまして、プロボノという言葉が当初なかなか分かりづらく、馴染みがありませんでした。最近は理解が進みましたが、確かにおっしゃるとおり、ボランティアとプロボノの違いなどについては、しっかり御理解いただくことがまず重要だと考えますので、その表現については工夫させていただきます。３２ページにつきましては、今お話しいただいたとおり、普及させてからマッチングしていくという流れの方が適切かと思いますので、順番の入れ替えで対応させていただきます。ありがとうございました。

（石井山会長）
ありがとうございます。その他いかがでしょうか。少し時間がもったいないので、私から意見を１つ述べさせてください。これは佐々木委員の先ほどの「個人」という言葉をヒントに考えたことですが、今回の計画は、県がＮＰＯを見た目線で書いていると感じます。一方で、県民が「自分はどのような生き方をしていて、そこにこの計画がどのように意味を持つのか」という目線で見たときには、やはり非常に分かりにくい点が残されると思います。そうした中で、先ほど話題になったプロボノを例に挙げると、現役の社会人として活躍している時期から自身の専門能力を活かして様々な社会との繋がりを築くことは、おそらく定年退職後にどのように活躍していくかという点に、相当な幅を広げていくことに繋がるのではないでしょうか。このように、これまでも何度か話題にしてきましたが、人間の人生全体という尺度で考えたとき、生き方を変える大きな２つの移行期があります。つまり、学校生活から職業生活に入るとき、そして第一次職業生活が終わり、第二の生活に入るという２つのタイミングは、人間にとって避けられないものです。その手前に、どれだけのチャンネルがあるのか、自分を活かせる場があるのかを知ることが非常に重要だと思います。したがって、この計画においても、県民の個人から見たときに、そうしたタイミングの手前にできるだけ多彩な可能性や条件、情報を伝えていく、例えばそのうちの一つとしてプロボノがある、というような描き方はどうかと考えます。もう一つ、今回「若年層・多様な人材の参加促進」もかなり重要に記述していただいており、大事なことではありますが、この描き方もＮＰＯが困っているから人材をどう育てていくのか、という形がやや強く出てしまっています。もう少し、「この社会の中で自らを活かしていこうとした時に、このような生き方、働き方、仕事をしながらでもＮＰＯに関わっていくという生き方もあるのだ」ということを、中学生や高校生が知っていくような、そうした点に力を込めていく、つまり県民目線で描いていくことを、基本計画の冒頭に持ってきてはいかがでしょうか。簡単な文章で構わないので、その内容がこの計画の

骨子であるという誘いの仕方をしてはどうかと思います。実際、この１０年の状況を見たときに、個人的に非常に感じているのは、これまで「地域と学校の連携」と言った場合、素朴な地域の方々と小中学校との連携でしたが、しかし、今日では、探求学習のノウハウがなかなか学校で構築できないという点もあり、ＮＰＯが相当の資金を獲得しながら高校に入り込む事例が非常に増えています。これは都道府県によってかなり差があり、東北ではおそらく震災の文脈もあって福島がかなり突き抜けた動きがあると感じますが、宮城は相当微弱ではあるものの、確実に動きはあります。そういった形で、もう少し戦略的に、どの部分に主に力を入れることがこの計画なのか、という点を県民目線で描いていくことも必要ではないでしょうか。そのような強調の仕方があると良いかと。座長が一番自由に発言して申し訳ないのですが、いかがでしょうか。この段階ではもう少し、大きな方針を示すようなことも出して良いかと思いますが、よろしくお願いいたします。

（佐々木委員）
リフ超学校の佐々木です。今、石井山会長がおっしゃってくださった中で、若年層や学生、子どものことがありましたが、そこで思い出したのが利府町の総合計画です。民間非営利活動と総合計画では単位や毛色が全く違うと思いますが、例として御紹介させていただきますと、利府町の現行の総合計画は、全てが詳細に記載された全体版と、要所だけを抜粋した概要版、さらに子ども版が発行されています。委員の皆様も事務局の皆様も、もしお時間がありましたら御覧になっていただければと思います。

（石井山会長）
ぜひ、概要版や子ども版を作りたいと思うような計画になると良いですね。

（中川委員）
まさに石井山会長がおっしゃったこと、私もどこかのタイミングでお伝えできればと思っていました。せっかくなので画面共有してみたのですが、見えているでしょうか。石巻で語り部の方と向き合っていると自分がきれいになれる気がするとおっしゃっていたり、企業の方もこういう避難がうまくいったのだから私たちもやらないととおっしゃっていました。今、左下の方なので隠れて見えないかもしれませんが、レールの人生みたいなものからボルダリング人生みたいな、どちらが正しいかは分かりませんが、踏み出さなければいけないという、そういうところでやはり絶えのない時代の人材育成に、ぜひ被災地を訪れてください、ということをお伝えしている時のスライドの流用なのですが、これは学生にとっても生涯学習ですね、石井山会長が専門とされている分野で恐縮ですが、大学生や若者でもこれをやりたいなとなるのはすごく良いことだと思っています。私たちもこれをやっていた時に「先輩、めっちゃかっこいい」という話が出てきたのです。「先輩かっこいいから私もやりたい」というように、この非営利活動の主体性や自律性は必ず出てくると思いますが、それを生み出し、企業もそれに価値を見出してくださる。そして、これを支えるのは学校の関わりも非常に重要でして、今先生がおっしゃったように私も学校支援地域コーディネーターをさせていただいていますが、学校の方も地域と繋がってくださいと言われている中で、その学校側の期待に応えられるようなＮＰＯ活動、民間非営利活動をしっかり支えるような促進計画ができたら、あるいはしっかりこの計画にそういったことを位置付けできたらと思いましたので、画面共有させていただきながら説明させていただきました。

（石井山会長）
なるほど。「ボルダリング人生」なんですね。今、非常に納得しながら聞きました。ありがとうございます。いかがでしょうか。では、どうぞよろしくお願いいたします。

（五十嵐委員）
ＮＥＣソリューションイノベーターの五十嵐でございます。資料をおまとめいただき、ありがとうございます。１点、前回の議論でも皆様からご指摘があったかと思いますが、資料１の５ページ目、第３章７項目に「ＮＰＯのデジタル化の推進」という項目がございます。文面を詳しく拝見しますと、ＮＰＯ活動におけるデジタル利活用の推進を意図されていることは理解できますが、このタイトルだけでは「ＮＰＯ全体をデジタル化する」といったやや曖昧な印象を与える可能性がございます。つきましては、当該タイトルについて、「利活用」や「ＮＰＯ活動へのデジタル化の取り入れ」など、より意図が明確になる表現へご検討・ご修正いただけますと幸いです。

（石井山会長）
そうですね、この文言ではどうしても様々な疑問が湧く言葉ですね。ありがとうございます。はい、これも修正すべき点として承知いたしました。ありがとうございます。その他、どうぞよろしくお願いいたします。

（渡邉委員）
フレーム・ラボの渡邉でございます。多くの資料を丁寧にまとめていただき、ありがとうございます。とても見やすく拝見しております。私からは、資料１の４ページ、第４節「７ 資金調達力と経済的自立の確保」の新しく追加していただいた文章について、考えた点がいくつかあります。この「助成金・補助金への依存傾向が強い」という「依存傾向」という言葉自体に、私自身が少し抵抗を感じました。そのような団体もあるかもしれませんが、ＮＰＯ全体がそうであるかというと、むしろそれを活用して新しい事業を展開したり、これまでの事業を発展させるためのブースターとして活用する団体もいます。しかし、依存傾向と断定する言葉を使うことには抵抗があるので、言い回しを変えていただきたいというのが１点です。次に、３行目の後半に「ファンドレイジングのノウハウ習得」とありますが、ファンドレイジングとは何かやそのノウハウとは何かについては一切語られていません。この辺りは、皆さんが共通の知見を持ってこの文章を読み取れるのかという点で疑問があり、検討していただきたい点でした。それに付随して、資料２の２３ページにある「（４）多様化する寄附を活用した活動資金確保の支援」ですが、この辺りにも寄附やクラウドファンディングといった言葉が記載されており、ファンドレイジングの一つの手法として焦点が当てられているのは理解できます。しかし、この後半にある認定ＮＰＯ制度の箇所で、同じような課題が毎回書かれていますが、認定がなぜ増えないのかという対応策については一切書かれていません。認定ＮＰＯの維持には事務作業や、複雑に絡み合ったＰＳＴテストなど、様々な制度の理解が団体内に必要であり、そうした人材の確保など、色々な問題を抱えていると思います。例えば、宮城県にはありませんが、条例指定のものを新たに設けることを目指す、検討する、といった言葉が入っていれば、もう少し可能性が広がってくるのではないかというような。毎回同じ文言が入っていることに対して、少し消極的な印象を受けましたので、ここはもう少し見直せないかと思いました。

（石井山会長）
そうですね。様々な公金をきちんと活用して新しいものを創造しようとしているＮＰＯの方々が見た時に、違和感を感じない表現ですね。寄附のことについても、もう少し、展望的なことを記述するのは難しいですが、他の自治体のＮＰＯ支援計画がどのような表現をしているか、少し研究したいですね。より練れた表現になっていくと良いかと思います。

（渡邉委員）
ふるさと納税の活用については、中川委員も何度も様々な形で御提案されていますが、今、そのふるさと納税の考え方を少し変えようという動きを持っている自治体も出てきています。遺贈寄附なども出てきていますが、様々な形の多様な寄附のあり方を考えると、助成金と一括りに言っても、民間企業が助成金を出そうとした時にどれだけの努力をしているかというのは、あまり知られていない事実でもありますが、それでも社会貢献としてやっていきたいという思いもある中で、ＮＰＯ側が活用方法が良くない、というような雰囲気に見えてしまうことも一つです。また、認定ＮＰＯ法人も、認定を取ったからといって寄附が集まるわけではないので、そういった背景をもう少し丁寧に書いていただいた方が、もしかするとその極端な条例指定という考え方とは異なる方向性もあるということを、もう少し具体的に書いていただけると、次の計画に繋るのではないかと思います。

（石井山会長）
やはりＮＰＯ目線からの現状認識をもう少しきちんとするということですね。

（高浦委員）
高浦です。先ほどの石井山会長、中川委員がお話されていたことに絡むのですが、学校や地域やＮＰＯがより深く結びつきながら地域の活性化を図り、次の世代の育成に繋っているという点を踏まえて、今回の基本計画の目玉、主たるワードは何だろうかと改めて考えました。資料２の２１ページ、基本理念のところになります、第３章第２節ですね。今回キーワードとして「多彩な」という言葉が入りましたが、事務局としても色々と力を込められた言葉だと思います。しかし「多彩」という言葉は、どうしても色とりどりで、ぼんやりとした印象も拭えないところがあり、先ほどのセクターを跨いだような活動が進んでいることを踏まえると、例えば「セクターを超えた社会参画による」とか、あるいは「越境的な」というような表現も、生涯学習の最近の傾向としても、企業の人材育成のためのプロボノでも、他の団体や組織で様々な経験を積んでもらうといった「越境学習」という言葉がありますので、そうした「越境的な社会参画による」というようなワードに、単なる提案ですが、されていった方が、よりポイントが明確になって良いのではないかと思った次第です。セクターを跨いだような学びへと繋っているということを打ち出されると良いと思います。

（石井山会長）
ありがとうございます。つまり、基本理念はこれで完成ではなく、まだ検討の余地があるということですね。そして、その際のキーワードとして「超える」という表現を使ってみてはどうかということですね。ありがとうございます。そうですね、この基本理念についてもぜひ御意見をいただきたいところです。おそらくワーキングの中ではそこまで変更する勇気はなかなか持てない可能性がありますので、むしろこのような場でできるだけ御意見を出しておいていただいた方が良いと思います。
それから、我々にとっても情報が少ないため議論がしにくいのですが、資料２で言うと２９ページ、３０ページになるでしょうか。今回の計画は、新たな施設をどのような内容にしていくのかということにかなり関連した、初めての計画となります。ですので、この点についても、できるだけ御意見をいただいておいた方が、後の議論がしやすくなるかと思いますが、いかがでしょうか。私個人の意見を一つ述べさせていただくと、これはもう少し深く展開する必要があると考えている点ですが、柱として非常にデジタルが強調されています。それは非常に重要なことではありますが、デジタルを使ったコミュニケーションとして、私たちはＺｏｏｍやＧｏｏｇｌｅ　Ｃｈｒｏｍｅなど様々使いますが、あれは逆に言えば場所がなくても繋がります。個人の家さえあれば繋がるわけで、拠点がなくてもできることですよね。そういう意味で言うと、プラザという拠点がせっかくできたのですから、この拠点があるからこそできることは一体何なのかということを、もっとここで厚く論じるべきなのではないか、というイメージを今の段階で持っています。

（青木副会長）
青木です。私自身も整理できておらず、お伺いしたいのですが、第３節の基本方針以降など、ＮＰＯの地域間格差の解消というフレーズが、赤字の箇所にいくつか出てくるかと思います。この地域間格差というものが、実際に何を指しているのかを改めて確認したいです。おそらく拠点施設があるかないかという話題が出たかと思いますが、それがまずこの言葉を指しているという理解でよろしいでしょうか。

（川部課長）
ありがとうございます。現在、県内にＮＰＯプラザを除けば１２か所あるかと思いますが、そうした各県内に点在するＮＰＯ支援施設と中間支援組織、そういったものも踏まえて、このような表現をしております。地域的な偏りがあるという現状を踏まえて記述させていただいております。

（青木副会長）
なるほど。その側面もあると思いますが、地域間格差の解消という言葉の捉え方の幅が広いと感じました。特定した支援環境を指すのであれば、もう少し分かりやすく記述すべきか気になりました。この格差解消について、物理的にどう解消できるのか、この計画の中でどれほど焦点が置かれるのか気になった点です。市町村との関係や、地域の中で自治体だけでなく他機関との連携・協力といったことも、ＮＰＯ支援だけでなく、様々な部分で地域の中の様々な資源が減少していく中で、そこでまたいろんなツールを活用しながらとか、独自の発信や開発に取り組んでいくということもマイナス要素だけではなく、それを逆転させ魅力に変えている動きも一方であると思います。この格差があることのマイナス要素が浮き彫りになるような印象を受けました。どこかの表現には地域の実情に応じた持続可能な支援を目指すといった表現も出ていましたので、見出しとして、あるいはタイトルとして、どのような視点を置くと良いのか、改めて読み直して感じた点がありました。ここで確定ということではありませんが、ワーキングの時などでも、その辺りの視点合わせや実情の確認ができれば良いと感じました。

（石井山会長）
この辺りどうでしょうか。その地域間格差を具体的に、もしあるとするならば、厳しい地域に対して支援を強化していく具体的な方法をどのように盛り込むかということですね。個人的な経験で言えば、内閣府の絆力補助金の審査をこの間ずっとさせていただいていますが、明らかに地域的な偏差はあります。ＮＰＯがたくさんある地域は応募も多く、提出される資料も千錬されています。それに比べて、地域に様々な課題があるにもかかわらず、それが出てこない。そういうことを経験した立場からすると、なかなか申請書を書くのに慣れていないエリアの方々がいらっしゃるならば、そうした方々に、より皆に理解してもらいやすい申請書を作成するためのトレーニングの機会があるとか、そうしたことは一つの方法になるのではないかというイメージはあります。ただ、施策としてそれがどのように盛り込まれていくのかについては、もう少し練った議論が必要かなと思いますが、いかがでしょうか。今、特に中間支援との関係性をどう構築するかという点が今回かなり強調されていますが、その先には今御指摘いただいた地域格差をどのように乗り越えるかという課題が出てくるかと思います。具体的な施策のイメージなどで、もしアイデアがあれば、この場に限らず、ぜひお寄せいただけるとありがたいです。関連しても、その他の論点でも結構です

（布田委員）
地星社の布田です。今、石井山会長からも地域格差解消の具体的なアイデアについてお話がありましたが、一つは、ＩＣＴなどを活用することで地域を超えてコミュニケーションを取ることが以前よりもずっとしやすくなっていますので、そういったツールを利用することもあるでしょう。もう一つは、今後ぜひ推進

していただきたいのは、アウトリーチです。これまでは施設での支援が前提になっているところが多かったと思いますが、むしろこちらの方から地域の方に出向いていくということが、ＮＰＯ支援においてもかなり必要になってくるのではないかと思います。どこまで盛り込むかという点はありますが、参考にしていただければ幸いです。

（石井山会長）
この計画の中にはコーディネーターについての項目もありますが、その具体的な動き方についての御提案でもあったかと思います。いかがでしょうか。時間があと２０分弱と限られておりますので、よろしくお願いいたします。

（五十嵐委員）
ＮＥＣソリューションイノベーターの五十嵐でございます。３０ページの「（３）あらゆるツールを駆使した情報発信」の部分についてですが、ここはおそらく施策の柱３である複合施設に関する記述かと拝見しております。内容を拝見しますと、（１）および（２）では複合施設で何を行うかが記載されていますが、（３）では情報発信のみが前面に出ており、複合施設において情報発信をどのように行うのか、また、複合施設と密接に関わる「みやぎＮＰＯ情報ネット」がどのような役割を担い、どのようなことが期待されているのか、といった点について記載がやや不十分に感じます。また、今後「みやぎＮＰＯ情報ネット」を通じて会議室の予約なども可能になるのではないかと想像しておりますので、そういった点も一部書き加えていただければと思います。

（石井山会長）
この具体策は今後どこが検討していくことになるのでしょうか。今五十嵐委員がおっしゃったような具体的なアイデアを基に進めるのか、それとも事務局の方で「こんなこともできる、あんなこともできる」という形で施策が出てくることになるのでしょうか。プラザの具体的なイメージについて、もう少し教えていただける機会があると良いなと思いました。

（川部課長）
ありがとうございます。現状、みやぎＮＰＯ情報ネットを中心に情報提供をさせていただいておりますが、新しい拠点ができたことに伴って、何かプラスアルファでできることはないだろうかという意味合いで記述させていただいております。御指摘の点、そのとおりですので、この辺りの表現について、複合施設との関連が分かりやすくなるような表現を検討させていただきます。

（石井山会長）
今、拠点のイメージの話題が出たので、私個人の意見を少し追加させてください。全体を通して、県民に対してどのようなサービスを作っていかなければならないかという視点が貫かれており、その姿勢は非常に重要だと感じます。しかし、県に一つしかないセンター、拠点であるならば、その果たすべき役割は、膨大な県民へのサービス提供よりも、むしろ県と他の自治体、あるいは全国、場合によっては全世界との窓口という側面が非常に重要なのではないかと思うのです。他県の方々が「宮城のＮＰＯについて知りたい」と思った時に、まずそこにアクセスするとか、あるいは他県の同様の取り組みをしているＮＰＯと宮城のＮＰＯがここで出会って協議していくとか、そういった県を越えての交流によってお互いが力をつけていくというイメージが非常に重要だと思います。しかし、その観点が全体を通して非常に弱い印象を受けます。阪神・淡路大震災後、神戸が世界的にどのような発信をしてきたかといったこともヒントにしながら、東日本大震災を経験し、災害を契機にＮＰＯ法ができ、新しい制度のアップデートがなされているというタイミング

で、今阪神・淡路大震災の例を出しましたが、そういった拠点性は、場合によっては全国、全世界の人々がそのように見てくださっているのだと思います。ですので、そうした方々と交流をしながら、お互いの価値を高めていくための、具体的な施策のイメージを、やはりこの計画にぜひとも盛り込んでいただきたいという思いがあります。

（青木副会長）
青木です。資料２の２９ページについてです。青字と赤字のところに目が行っていたのですが、上から二つ目の「④ 協働しやすい環境づくり」の中に、「行政とＮＰＯの協働マニュアルを活用する」とあります。以前、委員会の中でも少し触れたかと思いますが、もう２０年くらいですかね、確か作成してから経っているので、これは改定することも視野に入れているのか、あるいはこの計画のところにそのフレーズを入れておいた方が、実際の計画やプロセスとして動きが作りやすいのか、その辺は私には分かりかねるのですが、御意向として改定も視野に入れたものなのか、お伺いできればと思いました。

（川部課長）
今御指摘いただいたとおり、マニュアルにつきましては、かなり古いマニュアルとなっておりまして、もう２０年近く経っているということでございます。なかなか作業が追いつかずという部分もありますが、検討しなければならない問題として認識しておりますので、この計画の策定に伴ってかどうかは分かりませんが、そういったところはしっかりと取り組んでいきたいと思います。

（青木副会長）
ありがとうございます。逆に、その改定をするプロセスに様々な関係者が参画しながら、価値観や認識の擦り合わせを行うなど、意見を拾いながら関係づくりをしていく、というイメージを私は持っていました。ですので、県の職員だけで作り切るのではなく、現状に合ったものを一緒に作っていく。それが良い機会になるのではないかと思いますので、振り返りつついろんな社会状況の変化も皆さんで認識を合わせながら、未来に向けた協働のツールを開発していく、そう言った観点で、ですので「マニュアル」という表現で良いのかということもありますので、共に作っていくという観点では、非常に良い素材ではないかと思います。

（石井山会長）
ありがとうございます。そうか、これが２０年前だったのですね。確か、愛知か名古屋の方では、つまり指定管理者制度が地域委託で活用される可能性が非常に増えてきたこともあって、近年、この行政とＮＰＯの協働マニュアルを大幅にアップデートしたという情報もありますし、昨年でしたか、地方自治法が変わって、指定地域協働団体ですかね、新しい枠組みで。これは、我々どちらかというと地域委託というのは郡部で広がっていくものだと思っていたのですが、真っ先に条例を作ったのが確か広島市でしたので、そういった形で広がってきている段階を踏まえながら、それなりにアップデートしていく必要があるかと思います。ここはおそらく県とＮＰＯというだけでなく、市町村との関係の中で議論していくことが非常に大事になるかと思います。

（中川委員）
オンラインの中川です。先ほどの石井山会長の世界に向けた視点という点、まさにそのとおりだと思っておりまして、私も兵庫県のＮＰＯやボランティアがどうだろうと、災害ボランティアと位置付けての兵庫県にしかできない災害ボランティアの支援がすごくされていて、今でもなるほどこうやっているんだとよくサイトを見たり、直接担当者にお伺いしたりしています。宮城県のＮＰＯも、「東日本大震災でどうだったの」と様々な方から問い合わせをいただいて、それにお答えできるような、そういう宮城県の非営利活動を

していくように、この基本計画にも盛り込んでいただけるとありがたいです。どこにどう入れてくださいという指定はなくて申し訳ありませんが。それから、中間支援組織ですが、先日、とある中間支援組織の総会に出たのですが、理事の方がたくさんいらっしゃって、「この理事の方々の役割は何ですか」と尋ねたら、びっくりすることに「理事の役割はありません」と言われたのです。いや、そんなことはないと思うのですが、私も「総会で拍手にしてください」と言われたのですね。拍手ではなく、この人がこの一票を入れたと明確にすべき事項ではないですか、と申し上げても、「いや、もう拍手でいいでしょう」という具合になるのです。そうなると、中間支援組織への支援やＮＰＯ施策が本当に理解されているのだろうかと、基本的なところでもずれがあるような状況です。もっとできることがあるのではないかと思いましたので、記載されているだけでなく、きちんと現場に落とし込んでいって、現場の活動が、先ほど石井山会長がおっしゃっていたように、もしかしたら活動も多く、色々な良い提案が出ている地域なのかもしれませんが、もっと中間支援組織が良ければ、もっと良い活動に繋っていたと確信を持って言えます。ですので、そういったところも、紙の上だけでなく具体的な施策を意識して作っていただけるとありがたいです。

（布田委員）

布田です。先ほど青木副会長から、協働のマニュアルもかなり古くなっているということで、その改定の必要もあるのではないかという発言がありましたが、私の方からも、もう何度も言っているのでしつこい感じになってしまいますが、県の民間非営利活動促進条例の方も、改定に向けた議論を始める必要があるのではないかということを申し上げておりました。確認漏れでしたら申し訳ありませんが、どうも入っていないようでしたので、そもそもそういったことを基本計画に入れること自体が適切ではない、ということもあるのかもしれませんが、何らかの形でそういったことを考えていく必要がある、ということをどこかに入れていただけると良いかと思います。あと、もう一つですが、この基本計画の改定について、今回、このように促進委員会で我々が議論し、そうしたＮＰＯや様々な方々の意見を反映しながら作成しているわけですが、やはりもっと、本来、この基本計画の改定にも関わっていただいた方が良いのではないかと考えています。もちろんパブリックコメントという形で意見を出す方法はありますが、もう少し意見交換会を行うなど、そういったやり方もあるかと思います。そうすると手間はかかるので大変なところもあるかと思いますが、例えば施策のところでも交流の機会を増やすといったことも入っていたかと思いますので、地域での交流会を行う際に、５年に一度の改定の時には、この基本計画の改定をテーマにして交流会を行う、といったやり方もあるかと思います。ですので、そうしたところを、どこまで文言として入れるかはありますが、最後の３５ページの基本計画の進行管理と見直しのところに何か入れていただけると良いかと思います。２８ページの中段のところにも政策立案への参画が入っていますので、そういったことを掲げるのであれば、やはりこの基本計画自体が、もう少し市民が参画し、当事者がもっと関わるようなやり方をやっていけるような感じだと良いのではないでしょうか。

（石井山会長）

現在の基本理念の原案に「多彩な参画による」という言葉が入っていますが、まさにその理念を具体化するのであれば、計画の見直しにおいても「多彩な参画」を組み込んでいくことは筋が通っていることになりますね。それと、条例に関しては、古すぎるのでアップデートをしないといけないというのは確かにあると思います。ただ、近年、全国の色々な事例、私は社会教育という領域でいくつか条例を見ていますが、動きはあるものの、変更によってむしろ県民、市民の参加が妨げられるような条例の作り方も決して少なくないのですね。そういった意味では、やはり条例を変えるということが一体何をもたらしていくのかということをかなり丁寧に検討しないといけない部分はあります。具体的に一体どこがどう変えないといけないのかというところも合わせて、まずはワーキングなどで検討できると良いかと思います。

（渡邉委員）

渡邉です。今、布田委員から出た部分に付随して私も少しお話したいなと思っていました。基本的に計画を見直す時というのは、前期のものを振り返って、どこができたのか、できなかったのか、どこが課題だったのか、あとはコロナ禍だった、といったこれまでの状況をある程度抽出して共有し、その後にじゃあどういうところを見直していこうか、という話になっていくプロセスがないのではないかと感じておりました。前回も少し申し上げたかと思いますが、そういったところをきちんと行うということを、今回の第６次計画の方に組み込むこと、そしてＮＰＯの現場にいる人たちが、この基本計画を実はほとんど知らない、という方がものすごく多いのです。「あ、そういうのがあるんだね」と言われることが多いので、この作り上げた基本計画をどのようにして様々なセクターの人たちに共有し、知っていただき、次のステップに繋るような御意見や、「こういう体制が出ているのだったら、うちもこういう形で関わってみよう」といった、もう少しプラスに働くような要素を、やはり管理運営という形で入れると良いのではないでしょうか。せっかくこれだけたくさんの議論をして策定しても、知らないと言われると、もうそこからの話しかできず、とてももったいないと感じております。ですので、そういった進め方と周知、そして評価というか、その振り返るという言葉は少し大げさかもしれませんが、どういう計画に対してどういうアクションを起こしてどうだったのか、というくらいのことは、やはりこの委員会で共有できると、さらにこの次の計画を考える時のプロセスとして、良いアクションになるのではないでしょうか。そういったことをどこかに入れてもらい、まず周知をしてほしいです。昨日も私だけでしょうか、知らない方がすごく多くて、ホームページを見てと言うのですが、なかなかそこまでアクションを取られるＮＰＯさんも多くはないと思います。ですので、その取り組みをしていただきたいということです。

（石井山会長）

ありがとうございます。ＰＤＣＡが明瞭であったかというと、我々は日常的に、計画策定年次以外はチェックを行うということを繰り返しており、その立場の視点から今回意見を述べている、ということにはなるかもしれませんが、プロセスとして明瞭でないということは確かにありますね。それと、特に後半で言っていただいた点ですが、先ほど青木副会長が情報公開の重要性を指摘されましたが、まさにこの計画自体をきちんと周知し、誰もがＰＤＣＡを実行できるような状況にしていくことは大事だと思います。盛り込める内容は限定されるかもしれませんが、本日委員の皆様からいただいた様々なエッセンスを、ぜひこの基本計画の進行管理と見直しの部分に含めるような形で、工夫を凝らしていただけると大変ありがたいです。いかがでしょうか。おおよそ時間となっております。今回早くに御参集いただいたのは、この後の会議室の使用についても、次の予定が迫っている状況もございます。ですので、尽きない部分はありますが、今後ワーキング、またその後に調整の議論があるかと思いますので、そこで引き続きお付き合いいただくこととし、今回の議題、民間非営利活動促進基本計画（第６次）素案については、一旦ここで締めさせていただくということでよろしいでしょうか。では、事務局よろしくお願いいたします。

（司会）

進行、どうもありがとうございました。それでは次回の促進委員会は１０月上旬を予定しております。具体的な日時調整につきましては、事務局から御連絡を差し上げたいと思います。では、以上をもちまして令和７年度第２回民間非営利活動促進委員会を終了いたします。本日は誠にありがとうございました。